

国立天文台ハラスメント防止委員会規則

平成22年4月1日

国天規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構ハラスメントの防止等に関する規程（平成16年自機規程第16号。以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、国立天文台における苦情相談に対応する委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 ハラスメント等の防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施
- 二 ハラスメント等の苦情相談の体制及び方法の検討
- 三 ハラスメント等に関する苦情相談、救済及び調査
- 四 ハラスメント等の救済に係る台長への勧告並びに処分又は訓告若しくは厳重注意の措置に係る台長への勧告に関すること
- 五 ハラスメント等の苦情処理に係る関係部署及び専門機関との連携協力に関すること
- 六 その他ハラスメントの防止及び関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副台長（総務担当）
- 二 技術主幹
- 三 大学院教育室長
- 四 ハワイ観測所長
- 五 科学研究部長
- 六 人事企画室長
- 七 事務部長
- 八 チリ観測所長
- 九 その他台長が指名した者

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、総務担当の副台長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員のうちから委員長を除く委員の合議で決定する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員が、議事の対象となるハラスメントの当事者である場合、当該委員は、当該議事の場合から退席するものとする。この場合において、第1項に規定する委員の数には、当該委員は含めない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(相談員)

第7条 委員会に、ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、各地区に次のとおり相談員を置く。

- 一 三鷹地区 若干人
- 二 水沢地区 若干人
- 三 岡山地区 若干人
- 四 野辺山地区 若干人
- 五 ハワイ地区 若干人
- 六 チリ地区 若干人

- 2 前項の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項に掲げる相談員のほか、各地区に相談補助者を置くことができる。
- 4 相談員及び相談補助者（以下「相談員等」という。）は台長が指名する。

(外部カウンセラー等)

第7条の2 前条に規定するもののほか、ハラスメントに関する専門的な知見に基づき苦情相談に対応するため、国立天文台の外部にカウンセラーを置く。

(相談員等の責務)

第8条 相談員等は、苦情相談を受けた場合は、規程第9条に規定する相談員に関する指針に基づき適切かつ迅速に対応するものとし、行為者とされる者又は第三者からの聴取を行う場合は、相談者の意向を確認した上で、人事企画室長と連携して対応するものとする。

- 2 相談員等は、相談者の意向を確認した上で、苦情相談を受けた旨を、速やかに人事企画室長を経由して次条に規定する対応検討小委員会に報告するものとする。
- 3 相談員等は、国立天文台が契約する弁護士に相談をすることができる。

4 外部カウンセラーは、苦情相談を受けた場合は、その専門的知見に基づき対応する。その際、必要に応じて、次に規定する対応検討小委員会に所見を報告し、又は、国立天文台が契約する弁護士に対応を委ねることができる。

5 前項の規定により、対応を委ねられた弁護士は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構長に所見を報告するものとする。

(対応検討小委員会の設置)

第9条 苦情相談の内容について調査し、対応を検討（第2条第4号に規定する勧告案の検討を含む。）するために、対応検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 小委員会は、委員長並びに第3条第六号委員及び第七号委員をもって組織し、委員長が議長を務める。ただし、委員が苦情相談の内容にかかる当事者である場合はこの限りではない。

3 前項に掲げる者のほか、小委員会に、必要に応じて委員長が指名する委員を加えることができる。

4 小委員会は、第1項の調査に当たっては、委員以外の職員に調査業務を補助させることができる。

5 小委員会は、外部専門家に調査を委嘱することができる。

6 小委員会は、相談者の意向を確認した上で、必要な対応措置を講ずることができる。ただし、第2条第4号に相当する案件の場合は勧告案の検討に留めるものとする。

(事後報告)

第10条 委員長は、苦情相談の対応結果について、事後遅滞なく相談者、並びに苦情相談にかかわった相談者上長、相談員及び外部カウンセラーに報告するものとする。

2 前項の報告は、第3条第七号委員又は委員長が指定した者に行わせることができる。

(プライバシー等の保護)

第11条 委員及び相談員等は、ハラスメントに関する苦情相談への対応に当たっては、相談者及び関係者の名誉、人権及びプライバシーを尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定に掲げる者のほか、ハラスメントに関する苦情相談にかかる対応をした者は、前項の規定を適用する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。